

周南市第7期介護保険事業計画に係る
地域密着型サービス事業者募集要項

【令和2年度募集分】

令和2年7月

周南市こども・福祉部指導監査室

周南市第7期介護保険事業計画に係る地域密着型サービス事業者募集要項
【令和2年度募集分】

1 募集の趣旨

本市では、「周南市高齢者プラン ～老人保健福祉計画・介護保険事業計画～」に基づき、高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするという観点から、市内を7つの日常生活圏域（東部・中央1・中央2・中央3・中央4・西部・北部）に分け、それぞれの圏域の中で必要なサービスを提供できるよう、計画的に地域密着型サービスの整備を進めています。

サービスの整備状況及び整備地区内のバランス等に配慮し、より良いサービス提供が期待できる事業者を選定するため、指定の申請に先立ち事業者の募集を実施するものです。

2 事業運営に求めるもの

サービスの提供にあたっては、地域密着型サービスの趣旨を十分に踏まえ、とりわけ質が高くかつ安定したサービスの提供が求められます。

事業を運営する上で、次のことに常に留意し、サービスの質を確保してください。

- ① 介護を必要とする利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意向に沿ったサービス提供をすること。
- ② 地域からの要望、助言等を聴く機会を設けるなど地域と連携するとともに、地域包括ケアという視点でのサービス提供を図ること。
- ③ 職員の資質向上及び定着を図ること。
- ④ 事業を長期間継続して安定的に運営することができる収支計画であること。また、利用者の実費負担については妥当な料金設定であること。

3 募集する地域密着型サービスの種類

サービスの種類(実施事業)	整備地区 (日常生活圏域)	整備数	整備年度	定員
小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む。)	中央3	1か所	令和2年度	29人以下
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	中央2、中央4	左記のうちから 1か所		—
看護小規模多機能型居宅介護	東部、中央1、中央 2、中央3、中央4、 西部、北部	左記のうちから 1か所		29人以下
地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護	中央3、中央4	左記のうちから1か所		29人以下

※整備地区(日常生活圏域)の詳細は、別紙1「日常生活圏域図」を参照してください。

4 開設時期

周南市第7期介護保険事業期間内に整備を完了し、開設すること。(令和3年3月31日までに整備を完了し、サービスの提供を開始することが必要です。)

5 募集要件

応募事業者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 応募事業者とは、施設整備及び事業の運営を直接行う事業者であり、指定申請の際の申請者であること。
- ② 応募事業者は法人格を有すること。これから法人を設立する場合は、選定後、指定申請をするまでに確実に法人格を取得すること。ただし、看護小規模多機能型居宅介護においては、病床を有する診療所を開設している者でもよい。
- ③ 事業の開始当初から安定したサービスが確実に提供できる体制とすること。
- ④ 応募する地域密着型サービスの種類に応じて、募集開始日から指定申請をするまでの期間に、介護保険法第78条の2第4項及び第6項、第115条の12第2項及び第4項に定める欠格事由等に該当していないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 保険給付費の過誤調整、返還金等がある場合は、応募時には確実に履行していること。
- ⑦ 施設を整備する土地及び建物は、応募事業者が所有権を有すること(登記を完了しておくこと)、取得が確実に見込まれること(取得後に登記をすること)、又は賃貸借契約の締結が確実に確保されること。ただし、応募事業者が社会福祉法人の場合は、原則、自己において所有権を有すること。
- ⑧ 施設の整備については、山口県「社会福祉施設等の立地に関する指導要綱」に定める「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」以外の場所に整備することを要件とする。
「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」が含まれる場合は、同要綱に基づき県と事前協議を行う必要があるため、早急に市指導監査室に連絡すること。
ただし、当要件は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除く。
- ⑨ 地域住民(自治会等)や隣接する地権者等に対し、事業についての説明会等を実施し了解を得ているか、了解を得る見込みであること。なお、地域への説明にあたっては、市の指定を受けられない場合は事業を行わない旨を周知し、誤解が生じないようにすること。
ただし、当要件は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除く。
- ⑩ 運営推進会議(定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては介護・医療連携推進会議)について、指定申請時に確実な設置が見込まれること。
- ⑪ 「周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例」(平成27年条例第16号)、「周南市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」(平成27年条例第17号)について、応募する地域密着型サービスの種類に応じて該当するものを遵守すること。
- ⑫ 介護報酬算定基準(「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号))について、応募する地域密着型サービスの種類に応じて該当するものを遵守すること。
- ⑬ ⑪⑫に定める規定を精読し、内容を十分理解しておくこと。
また、選定されたときは、指定を受けるにあたって関係法令(老人福祉法、社会福祉法、労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、建築基準法、都市計画法、消防法、食品衛生法等)を遵守することとなるので、留意のこと。
- ⑭ 募集開始日から周南市老人福祉施設等設置者選考委員会開催日までの期間に、周南市において地方自治法施行令第167条の4の規定による指名停止措置を受けていないこと。

- ⑮ 募集開始日から周南市老人福祉施設等設置者選考委員会開催日までの期間に、会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生手続きをしていないこと。
- ⑯ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団及び又は暴力団員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- ⑰ 施設整備にあたっては、建設業者(特に下請け)及び備品の調達等について、できるだけ地元の業者の活用に努めること。
- ⑱ 人材確保にあたっては、できるだけ本市内での雇用に努めること。
- ⑲ 介護報酬としての収入が確保されるまでの運転資金を、不足なく確保しておくこと。
- ⑳ 令和2年度末までに事業所の整備を完了し、サービスの提供を開始すること。

6 応募手続き

本募集への申込みをされる場合は次のとおり書類を提出してください。なお、提出された書類は返却しません。

(1)提出書類一覧(様式はダウンロードして使用してください。サービスの種類によって様式が異なるものがあるので、注意してください。)

	番号	項目	備考	様式
	【1】	応募申込書		様式1
事業計画	【2】	事業計画概要書 ※1		様式2
	【3】	提供体制等	申請するサービスの様式を使用	様式3
	【4】	事業計画提案書	申請するサービスの様式を使用	様式4
	【5】	誓約書	小規模多機能型居宅介護とそれ以外のサービスでは一部の様式が異なる(様式5-1)	様式5
	【6】	地元住民等への説明	定期巡回・随時対応型訪問介護看護については不要	様式6
	法人の概要	【7】	法人の沿革	
【8】		代表者・管理者等の経歴書		様式8
【9】		役員名簿		様式9-1
		評議員一覧表	既存の社会福祉法人において提出	様式9-2
【10】		法人登記事項証明書	応募申込日前3か月以内に発行されたもの(設立前の法人においては不要)	
【11】		法人の定款又は寄附行為	最新のもの(設立前の法人においては案)	
【12】		給与規程	最新のもの(設立前の法人においては案)	写し
【13】		就業規則	最新のもの(設立前の法人においては案)	写し
【14】		決算報告書	①直近2年間の決算書類 ②公的機関からの補助金、融資、寄附等がある場合は過去2年間の内容と実績	写し
【15】	法人が滞納のないことの証明	前年度以前に国税、地方税の滞納がないこと(設立前の法人においては不要)		
建物計画	【16】	建物計画図	①平面図(室別内法面積が記入してあるもの) ②立面図 ③配置図	
	【17】	事業予定地の地図及び写真	①周辺の状況が分かるもの(写真は応募申込日前1か月以内に撮影されたもの) ②山口県土砂災害警戒区域等マップ ※2	
	【18】	事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	①所有の場合 ・「不動産登記事項証明書」 ※所有権移転が未完了(取得見込み)の場合は、「(条件付)不動産売買契約書」又は「不動産売買に関する確約書」も添付すること ②賃貸借の場合 ・「不動産登記事項証明書」 ・「賃貸借契約書」又は「賃貸借に関する確約書」	写し

	【19】	事業工程表		様式10
資金計画	【20】	資金計画書 ※1	事業開始当初の運転資金を含む	様式11
	【21】	借入金返済計画書		様式12
	【22】	収支シミュレーション	所定の積算根拠を必ず添付すること	様式13
	【23】	預金残高証明書	自己資金分。応募提出日前1か月以内に発行されたもの	写し

※1 補助金の額については、「10 補助金について」を参照してください。

※2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については添付不要。「山口県土砂災害警戒区域等マップ」の「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」は山口県ウェブページから印刷できます。

<https://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/Mapkeikai.aspx>

上記提出書類は、選考以外の目的には使用しません。

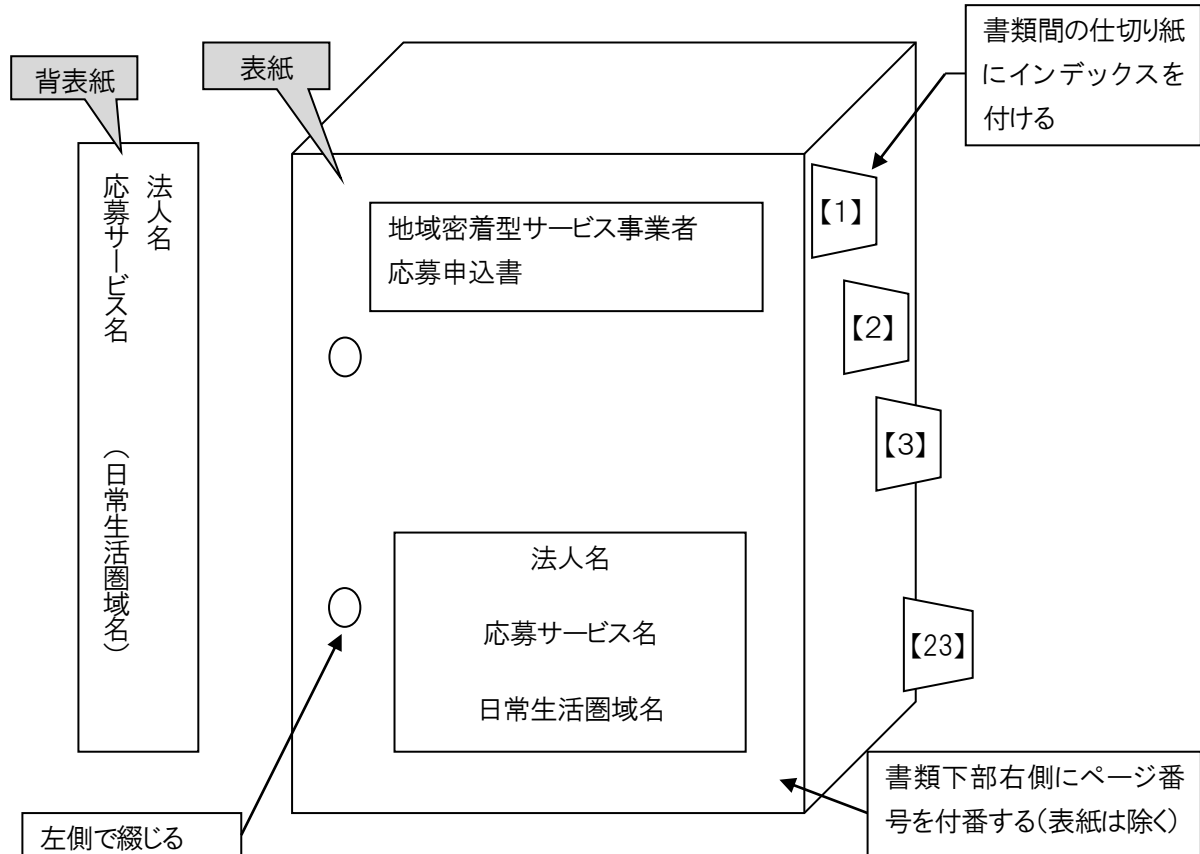
(2) 提出部数

提出部数10部(正本1部、副本9部)

【提出書類の作成方法について】

- ① A4縦のファイルに左綴じにしてください。(書類は原則A4版。図面等A3版の資料は、A4サイズに折り込んでください。)
- ② ファイルの表紙及び背表紙に法人名、応募サービス名、日常生活圏域名を記載してください。
- ③ 提出書類チェック表を1ページ目とし、以下ページを付番してください。(すべての提出書類について通し番号となるようにしてください。)
- ④ 各書類の間に仕切り紙をはさみ、これに書類番号【1】～【23】のインデックスをつけてください。
- ⑤ 書類を綴じる順番は、提出書類チェック表のとおりとしてください。
- ⑥ 書類はすべて片面印刷としてください。(両面印刷不可)

○ 提出書類の体裁イメージ



(3) 募集期間

募集期間 令和2年7月1日(水)～8月7日(金) ※期間厳守
(上記期間の内、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付けます。)

(4) 提出場所及び提出方法

提出場所: 〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所指導監査室(本庁舎4階)

提出方法: 郵送又は窓口へ直接お持ちください。(令和2年8月7日(金)必着)

7 説明会の開催について

応募予定者を対象に、次の通り説明会を開催します。

- ① 日 時 令和2年7月21日(火) 午前10時から(20分程度)
- ② 場 所 周南市役所 本庁舎 シビックプラットホーム棟1階 多目的室 北
- ③ 定 員 1法人2人まで
- ④ 申込み 7月14日(火)午後5時までに、①事業者名②事業者の所在地③応募予定のサービス名④参加者名⑤電話番号を記載の上、周南市指導監査室へFAX又はメールで申し込んでください(様式任意)。
FAX:0834-22-8266、メール:shidokansa@city.shunan.lg.jp
- ⑤ その他 説明会での質問は受け付けません。質問がある場合は、説明会終了後、質問票を提出してください。(「11 質問について」参照)

8 選定方法及び結果通知等

(1) 選定方法

- ① 応募事業者の選定は、別添「評価基準」に沿った書類審査の実施、周南市老人福祉施設等設置者選考委員会における審査・検討を行い、その意見・評価等を踏まえ、市長が決定します。
評価結果によっては、どの事業者も選定されない場合があります。(選考委員会の委員が評価した点数の平均点が、各項目の最大配点数の合計(満点)の70%以上(小数点以下切り上げ)を得ることが選定の最低条件となります。)
- ② 周南市老人福祉施設等設置者選考委員会での審査・検討の段階において、応募事業者による事業計画案説明(プレゼンテーション【5分程度】)を実施する予定としています。
- ③ プレゼンテーションの日時等詳細は、後日、応募事業者に事前に通知します。
- ④ 応募書類提出後の事業者の都合による修正・追加は不可としますので、十分に精査の上、提出してください。ただし、本市からの指示により書類を修正・追加等する場合は除きます。
- ⑤ 本市から求めた書類の修正・追加等について、指定した期限までに提出がなかった場合は、応募を辞退したものとします。

(2) 結果通知

- ① 選定結果は、全応募事業者へ文書で通知します。
- ② 選定結果は市ウェブページで公表します。(決定した事業者の名称は公表します。)
- ③ 指定予定事業者として選定された場合においても、更に適正な運営を行っていただくために、意見を付記することがあります。

(3) 留意事項

- ① 選定後、事業者として指定する日は、指定に関する意見を聴取する「地域密着型サービス運営委員会」の開催(2・6・10月開催)の都合上、市であらかじめ決めた日となります。
- ② 事業者の応募がなかった又は審査により選定が不調になった等の事由により、再度募集を行う場合があります。
- ③ 選定結果は指定を確約するものではありません。選定された場合であっても、指定申請における審査の結果、選定時の事業計画内容との間に著しい相違がある場合等においては指定を行わないことがあります。
- ④ 提出された内容について選定していることから、選定後の計画変更は、原則として認められません。ただし、別添「評価基準」の「4 周南市内からの雇用の促進等」及び「5 事業運営」に係る内容で、やむを得ない理由により変更を求める場合は協議を行いますので、変更協議書(様式任意)を提出してください。
- ⑤ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」(平成24年厚生労働省告示第113号)に規定している研修が必要なサービス種類について、「地域密着型サービス運営委員会」開催時点で研修を修了していない場合は、指定を行いません。
- ⑥ 市で受理した提出書類は公文書となります。このため、周南市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合があります。

9 スケジュール

日 程	事業者	周南市	山口県
令和2年7月1日 ～8月7日	・応募書類作成 ・応募書類提出	・市ウェブページに募集要項掲載 ・応募書類受付 (質問受付:7月1日～7月31日) (回答は市ウェブページで公開)	
7月21日	募集説明会		
応募書類受付後 ～10月上旬		・書類審査 ・現地(予定地)確認	
10月中旬 ～11月上旬	・プレゼンテーション	・地域密着型サービス運営委員会(意見聴取) ・周南市老人福祉施設等設置者選考委員会(審査、プレゼンテーション)	
	・地域住民へ説明、了解 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除く。)	・選定結果通知 ・市ウェブページに選定結果公表	
選定後、順次	・補助金申請(市) ・一般競争入札(施設整備を要する場合) ・施設工事着手(市補助金交付決定後) ・竣工	・補助金申請の受付・審査 ・補助金申請(県) ・補助金決定 ・各種法令に基づく検査	・補助金内示 ・補助金申請の受付・審査 ・補助金決定
	・指定申請 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム設置における認可証が必要	・現地確認調査 ・地域密着型サービス運営委員会(意見聴取)	
～令和3年3月31日 まで	・サービス提供開始	・事業所指定通知 ・指定公示	

※上記スケジュールは、応募期間及び質問受付期間を除き、全て予定となります。

※指定日は、周南市であらかじめ決めた日となります。

10 補助金について

選定された事業者は、周南市の補助金交付要綱に基づく補助金を受けることができますが、以下のことに留意してください。

- ① 補助金の額、交付決定時期等については現段階では確定していませんので、補助金の減額等の可能性を考慮し、減額等に十分対応できる場合に限り応募してください。
- ② 補助金の交付を受けて事業所の整備を行う場合は、市の助成を受けて行う事業であることから、原則として一般競争入札を行っていただくようになります。
- ③ 令和2年度末までに事業所の整備を完了し、サービス提供を開始できなかった場合は、補助金の交付を受けることができません。
- ④ 補助金の交付を受けて整備した後に、処分制限期間内に、事業の廃止、転用又は譲渡等を行う場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助金の返還義務が生じる場合があります。

◆補助金交付予定額

小規模多機能型居宅介護		補助予定額
1	介護施設等整備補助金	33,600千円／施設
2	介護施設等開設準備経費補助金	839千円に宿泊定員数を乗じた金額

看護小規模多機能型居宅介護		補助予定額
1	介護施設等整備補助金	33,600千円／施設
2	介護施設等開設準備経費補助金	839千円に宿泊定員数を乗じた金額

定期巡回・随時対応型訪問介護看護		補助予定額
1	介護施設等整備補助金	5,940千円／施設
2	介護施設等開設準備経費補助金	14,000千円／施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		補助予定額
1	介護施設等整備補助金	4,480千円に整備床数を乗じた金額
2	介護施設等開設準備経費補助金	839千円に定員数を乗じた金額

<介護施設等整備補助金の対象経費について>

地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、山口県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費などを含む。

<介護施設等開設準備経費補助金の対象経費について>

地域密着型施設等の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

11 質問について

- ① 応募に関する質問は、所定の様式(別紙2「周南市地域密着型サービス募集に関する質問票」)で、FAX又はメールにより提出してください。必ず応募者が事業者名等を記入の上、質問してください。また送信後は、指導監査室が受信していることの確認をお願いします。
- ② 上記以外の方法(窓口、電話等)での個別の質問には、一切お答えしません。また、質問受付期間外の質問も受け付けません。
- ③ 1通の質問票につき1件の質問を記入してください。
- ④ 質問内容について、確認させていただく場合があります。
- ⑤ 質問及び回答内容については、市ウェブページ上で公開することでお知らせにかえます。
- ⑥ 過去の募集で提出された主な質問とそれに対する回答をウェブページに掲載していますので、疑問が生じた場合は、まずそちらを確認してください。(今回募集以外の案件についても掲載しています。)

質問受付期間 令和2年7月1日(水)～7月31日(金)

12 応募にあたっての留意点

- ① 応募事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とすることがあります。
- ② 応募書類の作成等応募にかかる費用や、選定されなかったことにより生じる一切の損害等については、全て応募事業者の負担とし、本市は責任を負いません。
- ③ 他の応募の有無や他の応募事業者の計画内容など、選定に関する問い合わせについては、一切応じません。
- ④ 応募した後に辞退する場合は、速やかに辞退届を提出してください(様式任意)。
- ⑤ 応募事業者は、応募を持って本募集要項の内容を承諾したものとみなします。

【募集に関する問合せ先】

周南市役所 こども・福祉部 指導監査室

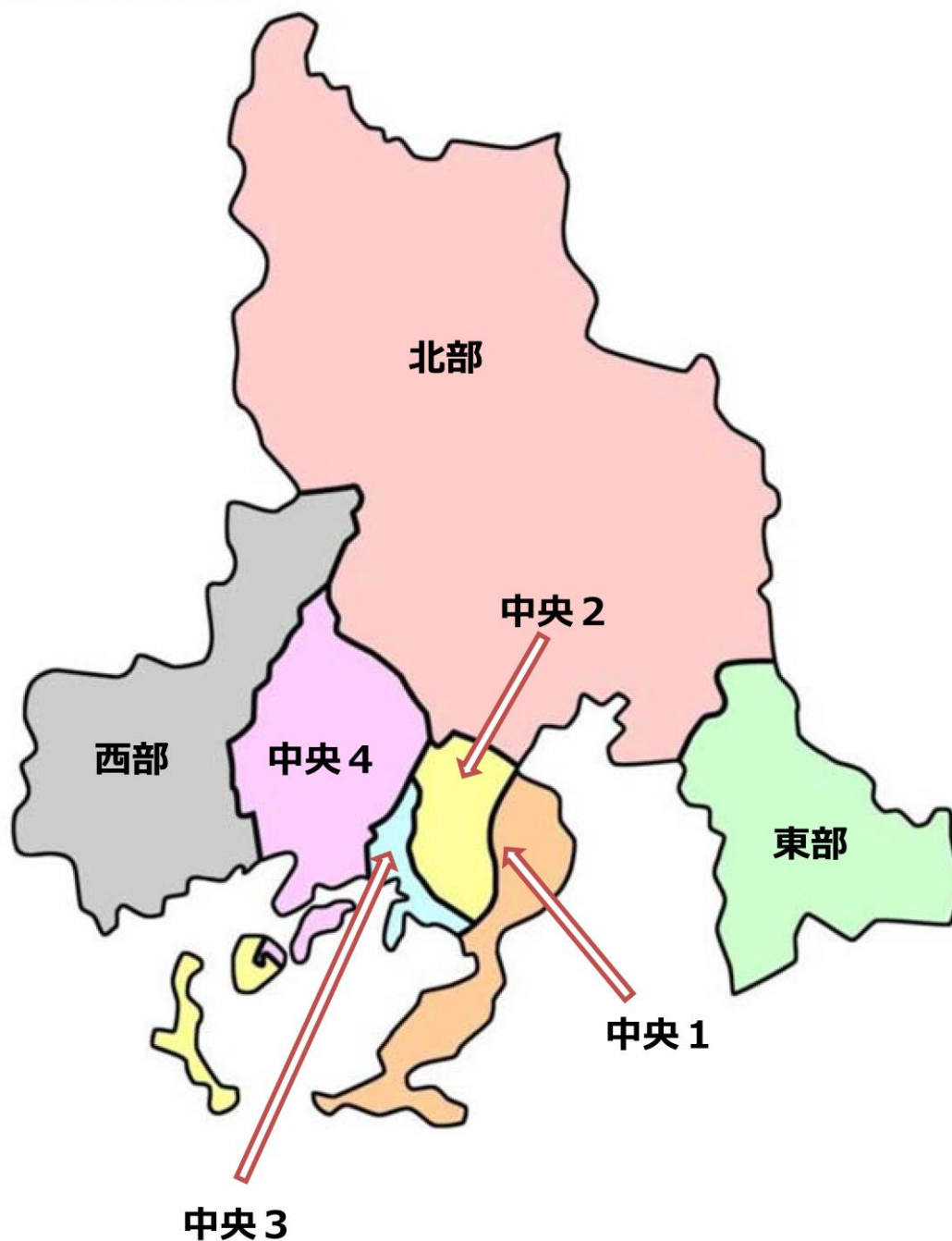
周南市岐山通1丁目1番地

電話:0834-22-8245

FAX:0834-22-8266

メールアドレス:shidokansa@city.shunan.lg.jp

●日常生活圏域図



- ※日常生活圏域の区域
- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ①東部…旧熊毛町 | ②中央 1…久米・櫛浜・鼓南 |
| ③中央 2…周陽・桜木・秋月・岐山・大津島 | ④中央 3…遠石・関門・中央・今宿 |
| ⑤中央 4…富田・菊川 | ⑥西部…福川・夜市・戸田・湯野・和田 |
| ⑦北部…須々万・長穂・向道・中須・須金・旧鹿野町 | |

周南市 こども・福祉部 指導監査室 あて

FAX : 0834-22-8266

メールアドレス : shidokansa@city.shunan.lg.jp

周南市地域密着型サービス募集に関する質問票

記入日	年 月 日		
サービス種類			
法人名			
所在地			
担当者名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

●質問内容 (質問事項1件ごとに記入してください。)

--